

## 入札説明書

島根県警察本部庁舎陽圧装置保守点検業務委託については、次のとおりとします。

### 1 入札内容

- (1) 入札の件名  
島根県警察本部庁舎陽圧装置保守点検業務委託
- (2) 業務の仕様等  
別添「委託業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和8年3月19日までの間

### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県内に本店を有する者であること。
- (5) 島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格名簿の許可業種「管工事」に登載されている者であること。
- (6) この公告の日までに、陽圧装置設置工事の施工実績を有する者であること。
- (7) 島根県が行う建設工事等の請負、物品の売買、借入れ若しくは製造の請負及び庁舎の清掃、警備業務等委託の入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (9) 島根県警察本部長が土木部長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として島根県発注工事等からの排除要請をし、当該状態が継続中の者でないこと。
- (10) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を得た者であること。

### 3 入札参加資格の確認

- (1) この入札に参加を希望する方は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を島根県警察本部長に提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、期限までに申請書を提出しない方又は入札参加資格がないと認められた方は、この入札に参加することができません。

- (2) 入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行うものとし、その結果は、入札参加資格確認通知により各申請者へ通知します。

### 4 入札参加資格確認申請等に必要な書類

- (1) 入札参加資格確認申請書

- (2) 2の(6)の施工実績に関し、次のアからウのいずれかの資料

ア コリンズの「工事カルテ」の写し又は「登録内容確認書」の写し（いずれも竣工登録に限り、受注実績500万円未満の工事は除く。）

この場合において、島根県警察本部長発注の工事以外を実績とする場合は、具体的な工事内容が分かる仕様書の写し等を添付してください。

イ 請負契約書の写し、仕様書の写し等

仕様書等は、具体的な工事内容が分かるもの。ただし、島根県警察本部長発注の工事を実績とする場合は、仕様書の写し等の提出は要しません。

ウ 島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱に規定する様式第3号の「建設工事施工実績証明書」により公共事業の発注者（国、県、市町村）が発行した証明書(写)及び仕様書(写)等

この場合において、仕様書(写)等は、具体的な工事内容が分かるものを提出してください。

- (3) 役員等名簿（法務局に登録する役員（個人にあっては当該個人、当該個人と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））の氏名、性別、生年月日及び住所を記載したもの）

- (4) 入札保証金の免除を受けるための書類

島根県会計規則第61条の2各号により、入札保証金の免除を希望する場合のみ。

- (5) 入札参加資格確認の通知に使用する返信用封筒

定形封筒（長形40号程度）に110円切手を貼付し、宛先を記入してください。

### 5 申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

- (1) 令和7年9月12日（金）正午までに、6の(1)の場所宛て、持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）により提出してください。

なお、入札者は、入札日時までの間において、当該書類に関し説明及び補正を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(2) 入札参加資格の確認結果は、令和7年9月26日（金）までに通知します。

## 6 入札の場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510

島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課管財第一係

電話 0852-26-0110 内線2232

(2) 入札説明会

実施しません。

(3) 入札の日時及び場所等

ア 日時 令和7年10月1日（水）午前10時

イ 場所 島根県警察本部7階 聴聞室

ウ 開札 即時開札

## 7 入札の方法

(1) 入札の方法

ア 入札は、入札書によるものとし、「年月日」欄には入札の日を、「氏名」欄には次により記載してください。

(ア) 入札、開札の日に入札・契約権限がある方（代表取締役等名称は問わない。以下「代表取締役等」という。）が自ら入札に参加する場合は、法人の名称及び当該代表取締役等の氏名を記載してください。

(イ) 代表取締役等が、代表取締役等以外の方（以下「代理人」という。）に入札に関する一切の事務を委任したときは、委任状に代理人の住所氏名を記載するとともに、法人の住所、名称及び代表取締役等の氏名を記載の上、入札までに提出しなければなりません。

(ウ) 入札者又はその代理人は、本件に係る入札について、他の入札者の代理人を兼ねることができません。

イ 入札書は、封筒に入れ、のり付けし、密封の上、封筒の表書きとして「入札者の法人名」及び1の(1)の「入札の件名」を記載し、提出してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

エ 入札者は、当該業務の履行に係る一切の諸経費を含めて入札金額を見積もってください。

オ 入札者は、その入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることができません。

- カ 入札者は、入札時刻後においては、入札会場に入場することができません。
- キ 入札者は、入札の場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類又は身分証明書を提示しなければなりません。
- ク 入札者は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札の場所を退場することができません。
- ケ 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、当該入札の終了後直ちに再度の入札を行います。
- コ 郵送、ファクシミリ、電話等による入札は、認めません。

## (2) 入札保証金

- ア 島根県会計規則（昭和39年島根県会計規則第22号）第61条第1項の規定により、契約予定相当額（入札予定金額に消費税等の額を加算した額）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければなりません。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金は、免除します。
- イ 入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により現金のほか、国債、地方債その他の有価証券の提供をもって代えることができます。
- ウ 入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により落札者には契約締結後に、その他の方には落札決定後に、還付するものとします。
- エ 入札保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により落札者が契約を締結しないときは、県に帰属します。
- オ 入札保証金は、入札日の午前9時から午前10時までの間に島根県警察本部会計課まで持参の上、納付してください。

## (3) 再度入札

- ア 再度入札は、2回までとします。
- イ 再度入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとします。

## (4) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、落札者となるべき方が2名以上あるときは、直ちに当該入札参加者等がくじを引き、落札者を決定します。

## (5) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがあります。

## (6) 入札の無効

入札に関する条件に違反したとき、入札に際して連合その他の不正の行為があったときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とします。

(7) 落札の通知

落札者が決定したときは、島根県会計規則第64条の2の規定により、直ちにその旨を当該落札者に通知します。

(8) 入札辞退

島根県警察本部長の承認を受けた後、入札を辞退する場合は、次によることとします。

ア 入札執行前の場合は、入札辞退届を持参又は郵送により提出するものとします。

イ 入札執行中の場合は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出するものとします。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報してください。なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとします。

## 8 契約

(1) 契約条項

別添「契約書（案）」のとおりとします。

(2) 前金払

なし

(3) 契約書の作成

ア 落札者が決定したときは、島根県会計規則第64条の3第1項の規定により、14日以内に契約を締結するものとします。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書2通に記名押印し、更に島根県警察本部長が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとします。

ウ イの場合において、島根県警察本部長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとします。

エ 地方自治法第234条第5項の規定により島根県警察本部長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとします。

(4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付してください。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(5) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(6) 委託料の支払い

検査後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとします。

## 9 質疑

### (1) 入札説明に対する質疑

入札説明書、添付資料及び委託業務仕様書について質疑がある場合は、質疑書により、令和7年9月8日（月）午後5時までに提出してください。

### (2) 提出先

6の(1)に同じ。

### (3) 提出のあった質疑は、令和7年9月11日までに書面により回答します。

## 10 入札説明書添付書類

### (1) 入札参加資格確認申請書

### (2) 役員等名簿

### (3) 入札書

### (4) 委任状

### (5) 質疑書

### (6) 入札保証金免除申請書

### (7) 委託契約書（案）

### (8) 委託業務仕様書